

第 1 回、第 2 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容（前文、第 1 条～第 15 条）

※ 逐条解説：『みんなのまち基本条例の解説』

No.	箇所	意見	対応	
			方法	主な論点
1	前文	〔第三段落〕 【「本市のまちづくりの基本となる」を追加する】 ・現条文は「地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります」とあるが、国の動きである地方分権から、急に地域に飛んでおり文章のつながりに違和感を感じる。 修正案として「地方分権の流れの中で、本市のまちづくりの基本となる[※]地域が協働して自ら課題を解決する必要があります」としてはどうか。 ※この文言は第 2 章（協働）第 4 条（市民相互の協働）第 1 項の逐条解説にも記載があるものである。 【現状のままでよい】 ・前文における「地域」は特定の地域ではなく、市域全域を指しており、一部の地域コミュニティに留まるものではなく、市全体として寝屋川市が協働してまちづくりをやっていくという意味合いがあり、その観点からは文言の追加が必要かどうか難しい部分があるのではないかと。 ・この文言を追加した場合、地域コミュニティ活性化推進条例をはじめ、他の条例にどのような影響を及ぼすかを考慮する必要があるのではないかと。	現状のままとする	—

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
2	前文	[全体] ・ D X と協働について、D X は協働を進める手段でしかないのか或いはもっと大きな役割を担い得るのか、新しい協働の概念とD X はリンクするか、するとしたらどういう関係として落とし込めるか、について各委員のお考えはいかがか。 ・ D X 化はそれ自体は目的ではないが、それが進展することで取り残されている人がいるのではないか。市民だけではなく事業者も含めてデジタルデバインドが拡大していると感じる。 ・ 技術継承の分野では暗黙知をいかに残していくかが課題であり、A I が得意な分野もあるが人間でないと出来ない仕事も大切である。 ・ D X 化で問題解決ができれば良いがそうではないことも多く、特に高齢者が取り残されており生活に不自由を感じている方も一定数おられるのではないか。	現状のままとする	—
3	前文	[全体] ・ 過去の検証委員会において、前文に「子育て」や「福祉」を入れるという議論はなかったのか。 ・ 前文については、個別具体的に「子育て」や「福祉」を入れるという議論ではなく、普遍的な内容としてまとめられてきた。	現状のままとする	—
4	第 1 条	・ 制定当時からの経緯を踏まえて本条文は普遍的な内容であると考える。	現状のままとする	—
5	第 2 条	・ 第 2 号において地方自治法の改正に伴い、議決機関を議事機関とすることで議会の権能を幅広く定義することができるのではないか。	変更する	【条文案】 第 2 条第 2 号（定義） 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議事機関をいう。
6	第 3 条	[全体] ・ 市民が主役であり、市民、議会、行政が協働してまちづくりに取り組むことを基本理念とし、定義をしている。これについては条例制定当初からの考え方を一貫して守っており、どれも外せない要素である。	現状のままとする	—

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
7	第4条第1項	[交流の場等] ・逐条解説に「交流の場等」とは「特定の場所を指すものではなく、交流・対話できる機会を意味します」とあるので「交流の場等を持ち」の前に形容する言葉として「情報交換や地域課題について調整を行う」と追記してはどうか。 ↓ 【①「情報交換や地域課題の調整」を追記する】 ・「交流の場等」がどのような場であるか、逐条解説を読まないと不明のため「交流の場等」を「交流の機会等」と幅広くするのが良いのではないかな。 ・「交流の場」は参加のハードルが高く感じる、「交流の場等を持ち」を「対話を大切にし」と変更してはどうか。 ・逐条解説の文言を用いて「交流と対話の場等」としてはどうか。 ↓ 【②「交流と対話の場等」とする】	引き続き検討する	[交流の場等] 【①に関する検討事項】 ・交流の場等の目的は「情報交換や地域課題の調整」だけではないため、「情報交換や地域課題の調整」を追記することで、限定的に解釈される可能性があります。 【②に関する検討事項】 ・日本語の文脈において「～の場」という言葉は、前にある名詞全てを修飾することが多く、また、コミュニティ運営や教育の現場では、交流と対話という一連のプロセスを1つの空間で行うことが理想とされ、これらをセットにした「交流と対話」のための場所と捉えるのが自然と考えられ、逐条解説で示す「交流の場」に「対話できる機会」を含む前提がある中で、条文を変更しなければならない必要性について検討を要すると考えられます。
			【参考】 第4条と第5条における「交流の場」の定義(逐条解説から抜粋) ○第4条(市民相互の協働)における「交流の場」 ・気軽に情報交換をしたり、地域課題について調整する交流・対話できる機会 ・井戸端会議のように自然発生的に生まれる交流や対話、オンラインでの交流	
8	第4条第1項	[相互に尊重し合い] ・第2条で「協働」について「市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い」と定義されており、第4条第1項の「相互に尊重し合いながら」は第2条と重複するため削除してはどうか。 ・「相互に尊重し合いながら」について「相互」は本条前段にも「市民相互の協働」とあり、重複するため不要であるが「尊重し合いながら」は残す方が良いのではないかな。 ↓ 【「相互に」を削除する】	引き続き検討する	【検討事項】 [相互に尊重し合い] ・市民同士が互いに影響し合うことを表す「相互」という記載については、第2条第7号の協働の定義においても「相互に尊重し合い」との記載となっており、また、市民検討委員会において「市民は、相互に尊重し合い、信頼・協働関係を築くよう努めなければなりません。」とされ、その趣旨として「私たちは、市民相互の信頼・協働関係がまちづくりの基本であると考えます。」とされている等、当時の検討委員会においても、市民相互の関係の重要性に言及されていることから、特に重要な文言であるものと考えられます。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
9	第4条第2項	【「地域の協働により」に変更してはどうか】 ・「市民相互の協働により」を「地域協働により」又は「地域の協働により」に変更してはどうか。 【現状のままでよい】 ・地域協働協議会は寝屋川市に存在する団体の一つであり、本条例において特定の団体を想起させる文言を用いることは適当ではないのではないか。	現状のままとする	—
10	第5条第2項	[交流の場] ・第4条と同様に「交流の場」が逐条解説を読まないところを指しているのかわからないため、表現を変えた方がよいのではないか。 ・「交流の場」の後に「等」は必要ではないか。 ・公的に設定した場でなく、インフォーマルな場として市職員が出向いて対話することもあると思うので「交流の場」の後に「等」がある方がよいのではないか。 ↓ 【「交流の場」に「等」を追記する】 【現状のままでよい】 ・第4条で用いられている「交流の場等」では市民同士のコミュニティによる交流があるが、行政と市民となると交流の場として、例えば井戸端会議に行政が入り込んだと仮定して、それを井戸端会議と呼べるかは難しいところであり第4条と同じ文脈で捉えるのは違うのではないか。	引き続き検討する	【検討事項】 ・第4条第1項における「交流の場等」は、市民相互の協働の文脈で用いられており、市民相互の協働の中には、行政が把握していないコミュニティのなかで交流の場も存在し得ることが想定されるため「等」としています。他方、第5条第2項における「交流の場」は、条文に「場の設定に努めるものとする」とあるように、行政が設定する「場」を想定しており、市民相互の関係に見られるような自然発生的な場を想定しているものではないと考えられます。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
11	第 6 条	【逐条解説を見直す】 ・逐条解説は条例（条文）の解説を行うものであり、現在の第 6 条における逐条解説には条文の解説に加えて、行政の取組であるハザードマップの作成や防犯カメラの設置などが記載されており、逐条解説としては不適であると考えられることから、条文の解説に特化した記載とすべきである。 ・本市での取組等は「参考」として記載する方法も考えられる。	逐条解説を見直す	—
12	第 7 条第 3 項	〔説明を行う相手方〕 ・「わかりやすく説明しなければならない」について、逐条解説にもあるとおり、説明を行う相手方は市民であることから「市民にわかりやすく説明しなければならない」としてはどうか。 ↓ 【「わかりやすく説明しなければならない。」の前に「市民に」を追記する】 ・上記に意見について、字句（市民に）を追記することで不都合が生じるかどうか事務局で確認のうえ報告すること。	引き続き検討する	【検討事項】 ・現条文は「（略）わかりやすく説明しなければならない。」とされているが、現実的に、個別具体的に市民（市内の学校に通っている人、市内の事業所に勤務している人等）に対して政策等を説明することは実現困難であり、実現できないことを条例に規定することはできないと考えられます。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
13	第8条	・「情報の公開をしなければならない」ではなく「情報の公開を推進しなければならない」としたのはなぜか。 ・制定時の議論等において情報の「公開」のみならず「提供」も推進しなければならない、とされたのではないか。 ・制定当時は「推進」という文言が市役所の組織名称にも用いられていた経緯があり、これを変更すること自体が後退と捉えられてしまう可能性があるのではないか。 ・当時の社会情勢のなかでこの文言が用いられてきており、これを改正となった場合の説明ができるか、という懸念がある。 ・様々な自治体が色々な媒体を用いて情報提供を行っているがそれでもなかなか行き届かないという現状がある。寝屋川市でも公式アカウントを用いて、一人も取り残さず情報を行き渡らせるという観点では推進が大事であると感じる。 ・「公開」よりも日々の「提供」が大切ではないか。 ・条文の中で「提供」という言葉を用いると、提供する情報としない情報の違いは何かという議論が生まれ、また公開の概念には提供も含まれるという認識のもと、現状で問題ないのではないか。	現状のままとする	—
14	第9条	—	現状のままとする	—
15	第10条	—	現状のままとする	—
16	第11条	—	現状のままとする	—

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
17	第12条	—	現状のままとする	—
18	第13条	【議事機関について】 ・第2条の議会の定義の中で「議決機関」を「議事機関」と改める案が出ているが、第13条でも「議事機関」の文言を用いることで同じ条例の中で字句が重複することに対する懸念はないか。 ・定義で用いられている字句とその後の条文で用いられる字句との重複についてはそこまで厳密に捉える必要はないのではないか。	変更する	【条文案】 第13条第2項（議会の役割） 議会は、議事機関として、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。
19	第14条	—	現状のままとする	—
20	第15条	【市民の負託について】 ・身の引き締まる思いであり「市民の負託に応えるため」という文言を入れることに賛成である。 ・議会の検証において「市民の負託に応えるため」とすべきか「市民の信託に応えるため」とすべきか、言葉の使い方において議論はあったか。 ・地方自治法どおり「市民の負託に応えるため」としている。	変更する	【条文案】 第15条（市議会議員の役割及び責務） 市議会議員は、市民の代表として、<u>市民の負託に応えるため</u>、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。